

小山町 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)項目一覧【固定資産税】

項目	特例率	根拠条文	取得時期	適用期間	開始・終了年度	
	参酌基準					
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	1/3	法第349条の3第28項		期限なし	H30年度以降	
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	1/3	法第349条の3第29項		期限なし	H30年度以降	
事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	1/3	法第349条の3第30項		期限なし	H30年度以降	
公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設	1/3	法附則第15条第2項第1号	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	
	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2	法附則第15条第2項第2号	H30.4.1~R2.3.31	期限なし	
	下水道除害施設	3/4	法附則第15条旧第2項6項	H30.4.1~R2.3.31	期限なし	
	下水道除害施設	3/4	法附則第15条第2項第5号	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	
特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	2/3	法附則第15条第8項	H30.4.1~R3.3.31	期限なし		
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生緊急整備区域	3/5	法附則第15条第19項本文	H27.4.1~R3.3.31	5年間	R8年度まで
	特定都市再生緊急整備区域	1/2	法附則第15条第19項ただし書	H27.4.1~R3.3.31	5年間	R8年度まで
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置	太陽光発電設備(1,000kw未満)	2/3	法附則第15条旧第33項第1号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	太陽光発電設備(1,000kw未満)	2/3	法附則第15条第30項第1号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	風力発電設備(20kw以上)	2/3	法附則第15条旧第33項第1号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	風力発電設備(20kw以上)	2/3	法附則第15条第30項第1号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	水力発電設備(5,000kw以上)	2/3	法附則第15条旧第33項第1号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	水力発電設備(5,000kw以上)	3/4	法附則第15条第30項第2号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	地熱発電設備(1,000kw未満)	2/3	法附則第15条旧第33項第1号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	地熱発電設備(1,000kw未満)	2/3	法附則第15条第30項第1号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)	2/3	法附則第15条旧第33項第1号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)	2/3	法附則第15条第30項第1号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	太陽光発電設備(1,000kw以上)	3/4	法附則第15条旧第33項第2号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	太陽光発電設備(1,000kw以上)	3/4	法附則第15条第30項第2号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	風力発電設備(20kw未満)	3/4	法附則第15条旧第33項第2号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	風力発電設備(20kw未満)	3/4	法附則第15条第30項第2号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	水力発電設備(5,000kw未満)	1/2	法附則第15条旧第33項第3号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	水力発電設備(5,000kw未満)	1/2	法附則第15条第30項第3号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	地熱発電設備(1,000kw以上)	1/2	法附則第15条旧第33項第3号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
	地熱発電設備(1,000kw以上)	1/2	法附則第15条第30項第3号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで
	バイオマス発電設備(10,000kw未満)	1/2	法附則第15条旧第33項第3号	H30.4.1~R2.3.31	3年間	R5年度まで
バイオマス発電設備(10,000kw未満)	1/2	法附則第15条第30項第3号	R2.4.1~R4.3.31	3年間	R7年度まで	
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	2/3	法附則第15条第34項	H29.4.1~R5.3.31	5年間	H30年度以降	
都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	4/5	法附則第15条旧第40項	H28.4.1~R2.3.31	5年間	R6年度まで	
企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	1/3	法附則第15条第38項	H29.4.1~R3.3.31	5年間	R8年度まで	
緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	2/3	法附則第15条第39項	H29.6.15~R3.3.31	3年間		
生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置	0	法附則第15条第41項	H30.6.6~R3.3.31	3年間	R6年度まで	
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置	2/3	法附則第15条の8第2項	H27.4.1~R3.3.31	5年間		

土地

家屋